

「長期間入出金のない貯金のお取り扱いについて」

いつもJAをご利用いただき、ありがとうございます。

このたび当組合では、各種貯金規定にしたがいまして、下記の条件に該当する貯金口座については、事前に通知を行ったうえでご解約させていただきます。

●長期未使用口座となる口座

最後のお預入れまたは払戻し等から10年以上、一度もお取引がない貯金残高0円の当座性貯金口座^{*1}

(※1) 対象貯金

・普通貯金

・総合口座

・営農貯金

・こども貯金

・貯蓄貯金

・納税準備貯金

・出資予約貯金

なお、少額貯蓄非課税制度（マル優）利用口座については、対象外となります。

●長期未使用口座から解約に至るまでの流れについて

お客さまの口座が「長期未使用口座」となった場合、事前に郵送による「お知らせ」を行います。^{*1}

この「お知らせ」により、口座をご確認いただき、再度ご利用していただくか、ご利用の予定がない場合は、ご解約されることをお勧めします。

なお、「お知らせ」を差し上げてから一定期間経過後もご利用もしくはご解約のお手続きのない口座につきましては、各種貯金規定に基づきご解約させていただきます。

(※1) 送付した「お知らせ」が延着しまたは到達しなかった時でも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

本件に関するお問い合わせ

JA紀州 金融部金融課

TEL：0738-22-6670